

【平成23年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告】

平成23年3月16日 まちづくり委員長 山田 晴彦

まちづくり委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第9号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、法令上対象となる屋外広告物の範囲について質疑があり、理事者から、家屋の表札などを含め屋外広告物と定義されている、との答弁がありました。

そこで委員から、景観を害するような広告物を規制することは重要だが、すべての広告物を規制対象にすることは政治活動や市民活動に対する不当な弾圧の根拠とされる恐れがあり、現行の届出制度で罰則等も含め十分対応可能と思われるため、このような条例には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第19号 市道路線の認定及び廃止について」であります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第20号 訴えの提起について」から「議案第29号 訴えの提起について」の議案10件であります。いずれも市営住宅の建物明渡請求に関する内容ですので、10件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、訴えの提起及び和解を市長の専決処分いわゆる180条専決とした場合の効果について質疑があり、理事者から、市長の専決処分処理した場合は現行より3ヶ月程度の処理時間の短縮が見込まれる、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、議案10件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第30号 訴訟上の和解について」であります。

委員会では委員から、行政が管理している市内の河川に設置されているフェンスの点検状況について質疑があり、理事者から、事故発生後に緊急パトロールを実施し、すべてのフェンスの点検を行った。当該案件のように老朽化し危険な状態のフェンスはほかに存在しなかったが、補修が必要なものについては当該年度内にすべて補修を完了した、との答弁がありました。そこで委員から、取り返しのつかない事故の発生を防止する意味でも、ぜひ今後も定期的な点検を実施してほしい、との要望がありました。

次に委員から、事故に伴う賠償金が保険により補填されることと職員の業務に対する意識の関係について質疑があり、理事者から、職員は、保険があることを念頭に置いて業務を行っているわけではなく、市民のために少しでも良いまちづくりがしたいという意識で業務を行っている、との答弁がありました。

そこで委員から、今後も事故が発生しないよう引き続き意識を高く維持して業務にあたってほしい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第32号 和解について」から「議案第38号 和解について」の議案7件であります。いずれも市営住宅の建物明渡請求の和解に関する内容ですので、7件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、市営住宅総合管理システムの開発状況について質疑があり、理事者から、平成23年度内の新システム導入を計画しており、金融機関の協力が必要であるが、家賃を口座から引き落としできなかった場合、二度目の引き落としを行うよう検討を進めている。現在14行の金融機関と提携しており、口座振替1件当たり10円の経費がかかるが、二度目の引き落としを行うのは一度目の引き落としができなかった場合に限られるため大幅な経費の増加はないと思われる、との答弁がありました。

そこで委員から、二度目の引き落としにより滞納者の減少が期待できるため、ぜひ新システム導入の検討を進めてほしい、との要望がありました。

次に委員から、市営住宅入居者の収入超過について質疑があり、理事者から、市営住宅入居時には条件額を下回る収入であったが、その後収入が上がっても入居を継続している者が存在する。高額所得者の基準収入月額39万7,000円を超えた場合は市営住宅を退去する義務があるが、15万8,000円以上39万7,000円以下の場合は退去を努力義務としている、との答弁がありました。

委員会では、審査の結果、議案7件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、まちづくり委員会の報告を終わります。